

会計

回収可能性の合理的説明は不開示の方向

金額に重要性がある場合には開示が必要との反対意見もあり

要約

- ASBJ、税効果会計における開示項目について、「評価性引当額の内訳」などを追加する方向で検討。
- 回収可能性適用指針の合理的な説明に関連する開示については必要ないと判断も反対意見あり。

企業会計基準委員会（ASBJ）では、日本公認会計士協会の税効果会計に関する実務指針の移管作業を行っているが、論点の1つとなっているのが開示の取扱いだ。

このほど同委員会の事務局では、財務諸表利用者が必要とする情報について検討。とりまとめた開示項目は、現行制度で求められている①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳、②税率差異の注記、③決算日後に税法の改正があった場合には、その内容及びその影響に加え、④評価性引当額の内訳（将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額、評価性引当額に重要な増減が生じている場合はその内容）、⑤税務上の繰越欠損金に関する注記（税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額、特定の連結会社に重要な税務上の繰越欠損金が生じている場合に当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額とその認識の根拠）、⑥税法の改正により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、

その旨及び修正額を追加事項としている。

開示の取扱いに関しては、財務諸表利用者側は開示項目が足りないと主張する一方、財務諸表作成者側はコストの問題や、利用者がそもそもの程度開示項目を利用しているのか不明との意見が対立しているが、注目すべき点の1つは、「合理的な説明に関連する開示」だ。同委員会では平成28年3月に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表。同適用指針では、「分類3」に該当する企業であれば、5年を超える見積可能期間であってもスケジュールリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠を持って説明する場合には、回収可能性があるものとするなど、柔軟な取扱いが容認されている。この合理的な説明が必要とされる取扱いについては、分類における原則とは異なる繰延税金資産の計上に関する取扱いであるため、分類が開示されない場合、合理的な説明が必要とされる取扱いを適用する理由を開示しても有用とはならないとの理由で事務局案では開示事項とはしていない。しかし、その一方では繰延税金資産の金額に重要性がある場合には開示すべきなどの反対意見も寄せられている。今後、財務諸表作成者や監査人などからも意見聴取をしていく考えだ。